

●香川県告示第138号

平成19年香川県告示第513号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種 類	名 称	位 置	泊地区分	港湾名	港湾施設の種 類	名 称	位 置	泊地区分
引田港	水域施設 (小型船舶用泊地)	川向パラペット護岸前泊地	東かがわ市引田地先	略	引田港	水域施設 (小型船舶用泊地)	川向パラペット護岸前泊地	東かがわ市引田地先	略
略					略				
〃	〃	中防波堤2号前泊地	略		〃	〃	中防波堤2号前泊地	略	
〃	〃	船揚場3号前泊地	〃	<u>C</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>中防波堤2号護岸前泊地</u>	<u>〃</u>	<u>B</u>
略					略				
白鳥港	〃	薦川第1護岸前泊地	東かがわ市松原地先	略	白鳥港	〃	薦川第1護岸前泊地	東かがわ市松原地先	略
略					略				
〃	〃	新川第5護岸前泊地	〃	<u>C</u>	〃	〃	新川第5護岸前泊地	〃	<u>B</u>
略					略				
〃	〃	新川第1物揚場前泊地	〃	<u>B</u>	〃	〃	新川第1物揚場前泊地	〃	<u>A</u>
略					略				
三本松港	〃	東防波堤前泊地	東かがわ市三本松地先	略	三本松港	〃	東防波堤前泊地	東かがわ市三本松地先	略
〃	〃	けい船岸前泊地	〃	<u>B</u>	〃	〃	けい船岸前泊地	〃	<u>A</u>
略					略				

"	"	上所けい船岸前泊 地	"	<u>C</u>	"	"	上所けい船岸前泊 地	"	<u>B</u>
略					略				